

株 主 各 位

証券コード7979
平成26年6月4日
京都市東山区福稲上高松町11番地
株式会社 松風
取締役社長 根 來 紀 行

第142回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第142回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月25日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。 敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 京都市東山区福稲上高松町11番地
株式会社 松 風（本社 厚生館）

3. 目 的 事 項

報告事項

1. 第142期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第142期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎代理人を株主総会に出席させる場合、代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会に出席の際に、株主ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ〈<http://www.shofu.co.jp>〉において、その旨掲載しますので、あらかじめご了承ください。
- ◎本定時株主総会におきましては、当社役職員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。株主のみなさまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

(添付書類)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、債務問題の影響が残る欧州や景気が減速傾向を見せる新興国の経済状況の影響を受けたものの、個人消費の回復や公共投資の増額などもあり、景気は回復傾向で推移しました。

しかしながら、平成26年4月からの消費税率引き上げに伴い、個人消費に対する影響が懸念されるほか、駆け込み需要の反動が避けられないこと、中国を含めた新興国の景気状況が依然として不透明であること、ウクライナを巡る情勢不安などもあり、景気の先行きに不安要因も残る状況となりました。

当歯科業界におきましては、歯科医療費は増加傾向にあり、国内歯科業界全体の環境は緩やかな回復を見せつつありますが、当社の事業分野である歯科材料、歯科用機械器具の販売分野においては、依然として激しい競争が続いており、厳しい環境のもとでの事業活動を強いられる状況にあります。

このような状況下において、当社グループは、厳しい環境のもとにあっても着実に収益を上げることができる企業体質を構築するため、様々な施策を推進してまいりました。具体的には、ユーザーの視点を取り入れた、潜在的ニーズの見込める新製品を積極的に投入し、その利点をユーザーに直接訴えることによって拡販につなげる営業活動を展開しました。また、生産体制や方法の見直しを図り、生産効率を向上させるとともに、販売機会の喪失を避け、顧客のニーズにタイムリーにお応えするための仕組みの構築に努めました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、円安の効果や新製品の売上が好調だったこともあり、182億58百万円と前期に比べ22億30百万円(13.9%)の増収となり、過去最高の売上となりました。

営業利益は、将来に向けた積極的な投資を引き続き行ったため、販売費及び一般管理費が高水準で推移したものの、増収の効果もあり、9億87百万円と前期に比べ2億61百万円(36.1%)の増益となりました。

経常利益は、9億78百万円と前期に比べ2億46百万円(33.6%)の増益となりました。当期純利益は、5億6百万円と前期に比べ4億87百万円(2,602.4%)の増益となりました。

(デンタル関連事業)

国内におきましては、デジタル口腔撮影装置「アイスペシャル C-II」や、自己接着性レジセメント「ビューティセムSA」などの新製品を市場投入しました。また、前期に投入した歯科用多目的超音波治療器「エアフロマスター ピエゾン」や、歯科技工用高周波鋳造器「アルゴンキャスト i」なども売上に寄与しました。こうした新製品の投入と併せて、ユーザーへの直接の営業活動に注力し、商品の知名度の向上や優位性のアピールを図り、営業基盤の強化を積極的に進めました。

海外におきましては、シンガポールの当社営業所を子会社に再編し、販売機能を強化したほか、世界各地でそれぞれに異なるニーズに合致する販売戦略をきめ細かく実行する体制の整備を進め、販路の拡大に努めました。こうした活動の成果に加え、為替の影響もあり、概ね好調に推移しました。

これらの結果、デンタル関連事業の売上高は、163億78百万円と前期比20億61百万円(14.4%)の増収となり、営業利益は、9億25百万円と前期比1億75百万円(23.4%)の増益となりました。

(ネイル関連事業)

ネイル関連事業は、市場規模は緩やかな拡大を見せているものの、価格・品質をめぐる競争は厳しいものになっております。このような市場状況に迅速に対応するため、新たに当社内にネイル事業部を設置し、商品開発から製造販売までを統括管理する体制の構築を図りました。また、市場規模の拡大が見込まれるアジア市場をはじめとする海外市場にも積極的に進出いたしました。

これらの結果、ネイル関連事業の売上高は、17億92百万円と前期比1億59百万円(9.8%)の増収となりました。利益面は前期にのれんの一括償却を行った影響もあり、営業利益は24百万円と前期比77百万円の増益となりました。

(その他の事業)

当社グループの株式会社昭研におきまして、歯科用研磨材の生産技術を応用し、工業用研磨材を製造販売しております。その他の事業の売上高は、87百万円と前期比8百万円(11.3%)の増収となり、営業利益は29百万円と前期比7百万円(34.1%)の増益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、12億82百万円であります。その主なものは、京都府久世郡久御山町に当社が新築し、当社の完全子会社である株式会社昭研が使用する新工場の取得費用の当期発生分3億23百万円です。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に必要な資金は、すべて自己資金で賄いました。

(4) 事業の譲渡の状況等

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第139期	第140期	第141期	第142期(当期)
		平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
売 上 高(百万円)		15,711	15,985	16,028	18,258
経 常 利 益(百万円)		758	962	732	978
当 期 純 利 益(百万円)		455	510	18	506
1株当たり当期純利益		28円32銭	31円77銭	1円17銭	31円77銭
総 資 産(百万円)		22,649	22,795	22,817	24,039
純 資 産(百万円)		18,233	18,439	18,662	19,747

(注) 当連結会計年度より、会計方針の変更を行っており、第141期(平成25年3月期)の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

②当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第139期	第140期	第141期	第142期(当期)
		平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
売 上 高(百万円)		12,629	12,874	12,688	14,006
経 常 利 益(百万円)		478	696	503	659
当 期 純 利 益(百万円)		328	427	262	467
1株当たり当期純利益		20円43銭	26円59銭	16円40銭	29円33銭
総 資 産(百万円)		19,397	19,579	19,513	19,767
純 資 産(百万円)		15,607	15,762	15,952	16,467

(6) 対処すべき課題

為替の円安傾向や、景気の回復もあり、業績は持ち直しの傾向を見せております。しかしながら、どのような外部環境にあっても確実に収益を上げることができる状況には達しておらず、回復の途上にあると考えております。そのような状況のもと、当社は創立100周年である平成34年には連結売上高500億円、連結営業利益75億円という高い目標を掲げ、その達成を目指して、将来につながる様々な施策を推進しております。

具体的には、デンタル関連事業におきましては、製品セグメントごとの事業戦略に基づく製品開発を進めるほか、ディーラー向け営業活動と、ユーザー向け営業活動を両輪とする国内販売力の強化、海外の成長を取り込むための販売力強化とその担い手となる人材の育成に注力しております。他方で、コストの増加を抑えつつ、営業力強化に伴う販売数量の増加に対応するため、従来の製造方法の見直しと並行して、生産効率の高い新工場の建設を推進するほか、CAD/CAMを用いた歯科技工物の半製品の販売などの新規事業分野の開拓を進めております。こうした取り組みを着実に成果に結び付けてまいります。

ネイル関連事業におきましては、台湾・韓国・中国などマーケットの成長が期待できる国における事業構築をさらに進めるほか、これらの国でも人気の高いサンリオ社のキャラクター製品を今後も国内外で積極的に投入するなど、一層の拡販に努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社グループは、デンタル関連事業、ネイル関連事業、その他の事業の3つの事業の種類別セグメントにより構成されておりますが、それぞれの事業の種類に属する主要製品は次のとおりであります。

事業別	主要製品
デンタル関連事業	人工歯類、研削材類、金属類、化工品類、セメント類、機械器具類
ネイル関連事業	ネイルケア製品類
その他の事業	工業用研磨材

(8) 主要な営業所及び工場（平成26年3月31日現在）

本 社	京都市東山区福稲上高松町11番地
東 京 支 社	東京都文京区
札 幌 営 業 所	札幌市中央区
仙 台 営 業 所	仙台市青葉区
名 古 屋 営 業 所	名古屋市名東区
大 阪 営 業 所	大阪府吹田市
福 岡 営 業 所	福岡市博多区
工 場	京都市東山区

(9) 従業員の状況（平成26年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
834名	5名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
433名	3名減	42.03歳	16.61年

- (注) 1. 上記の従業員数には、社外から当社への出向者（6名）を含んでおります。
2. 上記の従業員数には、臨時従業員（109名）、出向者（9名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成26年3月31日現在）

金融機関からの借り入れはありません。

なお、取引金融機関4行とコミットメントライン契約（融資限度額40億円）を締結しております。

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHOFU Dental Corporation	84千米ドル	100.0%	当社販売品目のアメリカ・カナダ・中南米等における販売
株式会社 滋賀松風	152,000千円	100.0%	当社販売品目のうち、人工歯等の製造
SHOFU Dental GmbH	1,000千ユーロ	100.0%	当社販売品目のヨーロッパ・中近東・アフリカ等における販売
Advanced Healthcare Ltd.	1,240千英ポンド	100.0%	化学製品の研究開発及び製造及び販売
株式会社 昭研	24,000千円	100.0%	歯科用機械器具、歯科用材料及び工業用研磨材の製造及び販売
上海松風歯科材料有限公司	350,000千円	100.0%	当社販売品目のうち、研削材及び人工歯等の製造
松風歯科器材貿易(上海)有限公司	100,000千円	100.0%	中国国内向け歯科材料、歯科用機器の販売
SHOFU Dental Asia-Pacific Pte.Ltd.	3,250千シンガポールドル	100.0%	当社販売品目のアジア太平洋地域等における販売
株式会社 ネイルラボ	250,000千円	100.0%	日本国内及びアジア・アメリカ向けネイルケア関連商品の企画、製造及び販売

Ⅱ. 株式会社の株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

(1) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
三井化学株式会社	1,800	11.29
株式会社京都銀行	712	4.47
日本生命保険相互会社	682	4.28
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	676	4.25
株式会社滋賀銀行	602	3.78
松風社員持株会	512	3.21
三井住友信託銀行株式会社	364	2.28
大日本スクリーン製造株式会社	330	2.07
株式会社中央倉庫	313	1.97
日本新薬株式会社	270	1.69

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示してあります。
2. 当社は、自己株式を177千株保有しております。
3. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

(2) その他株式に関する重要な事項

- ①発行可能株式総数 64,000,000株
- ②発行済株式の総数 16,114,089株
- ③株主数 8,740名（前期末比2,206名増）
- ④株式の分割、株式無償割当て及び募集株式の発行等の状況
該当事項はありません。

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の概要

当社が既に発行している新株予約権の概要は、次のとおりです。

発行回次 (付与決議日)	新株予約権 の数	目的である 株式の種類 及び数	新株 予約権の 払込金額	行使時の 払込金額	行使期間
第1回新株予約権 (平成23年6月28日)	243個	普通株式 24,300株	1個あたり 67,000円	1株あたり 1円	平成23年7月15日 ～平成53年7月14日
第2回新株予約権 (平成24年6月27日)	293個	普通株式 29,300株	1個あたり 76,500円	1株あたり 1円	平成24年7月14日 ～平成54年7月13日
第3回新株予約権 (平成25年6月26日)	325個	普通株式 32,500株	1個あたり 79,900円	1株あたり 1円	平成25年7月18日 ～平成55年7月17日

- (注) 1. 新株予約権者のうち、取締役は取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日、執行役員は執行役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。
2. 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めることとしております。

(2) 当社役員が保有する新株予約権の状況

上記(1)の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、次のとおりです。

区分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	第1回新株予約権	180個	18,000株	4名
	第2回新株予約権	220個	22,000株	6名
	第3回新株予約権	219個	21,900株	7名

(3) 当事業年度中に当社執行役員に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

区分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
執行役員	第3回新株予約権	106個	10,600株	10名

IV. 株式会社の取締役及び監査役に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
*取締役会長	太 田 勝 也		
*取締役社長	根 來 紀 行		
*取締役副社長	脇 野 喜 和	研究開発・技術・生産 担当	
常務取締役	西 田 喜 直	営業・国際担当	
常務取締役	藤 島 亘	財務・人事・総務・ネ イル事業担当	
取 締 役	近 持 貴 之	マーケティング担当	
取 締 役	山 寄 文 孝	総合企画担当	
常勤監査役	松 村 光 常		
常勤監査役	徳 田 進		
監 査 役	西 田 憲 司		公認会計士
監 査 役	酒 見 康 史		弁護士 シーシーエス株式会社 社外取締役

- (注) 1. *は代表取締役であります。
2. 監査役 西田憲司氏及び酒見康史氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 西田憲司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 西田憲司氏及び酒見康史氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。なお、当社は酒見康史氏を当社の独立役員として、同取引所に届け出ています。
5. 当期中の取締役の異動
- (1) 平成25年6月26日開催の第141回定時株主総会において、新たに山寄文孝氏が取締役に選任され、就任いたしました。
- (2) 平成25年6月26日開催の第141回定時株主総会終結の時をもって、関敏明氏が任期満了により取締役を退任いたしました。
- (3) 平成25年6月26日付をもって、下記のとおり地位及び担当の変更がありました。

氏 名	新	旧
藤島 亘	常務取締役財務・人事・総務・ネ イル事業担当	常務取締役財務・人事・総務・総 合企画担当
山寄 文孝	取締役総合企画担当	執行役員総合企画部長

6. 当社は執行役員制度を導入しております。当事業年度末日における執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
上 席 執 行 役 員	牧 野 宏 治	人事部長
上 席 執 行 役 員	南 部 敏 之	研究開発部研究主幹
上 席 執 行 役 員	早 川 雄 一	研究開発部研究主幹
上 席 執 行 役 員	岩 崎 聡	松風歯科器材貿易（上海）有限公司 董事長 兼 総経理
上 席 執 行 役 員	中 嶋 義 和	株式会社昭研 取締役社長
執 行 役 員	出 口 幹 人	技術部長兼ネイル事業部担当部長
執 行 役 員	丹 正 義	東京支社長
執 行 役 員	長 畑 喜代志	総合企画部長
執 行 役 員	櫻 井 寿 紀	生産部長
執 行 役 員	寺 本 真 也	総務部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	支 給 額
取締役	8 人	233,433千円
監査役 (うち社外監査役)	4 人 (2 人)	37,332千円 (7,604千円)
合計 (うち社外役員)	12人 (2 人)	270,765千円 (7,604千円)

- (注) 1. 報酬等の額には、期間費用として引当金計上した役員賞与のほか、株式報酬型ストック・オプションとして取締役8名に対して付与した新株予約権17,943千円を含めております。
2. 上記の人数には、平成25年6月26日開催の第141回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
監査役	酒見康史	シーシーエス株式会社	社外取締役	当社とシーシーエス株式会社の間には特別な関係はありません。

②各社外役員の当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席の状況並びに発言の状況

氏名	出席の状況(出席回数)	発言の状況
西田憲司	取締役会22回	公認会計士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
	監査役会14回	
酒見康史	取締役会20回	弁護士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
	監査役会14回	

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は22回、監査役会の開催回数は14回であります。

V. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名又は名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	36百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、当社の重要な子会社のうち、SHOFU Dental GmbH、Advanced Healthcare Ltd.、上海松風歯科材料有限公司、松風歯科器材貿易（上海）有限公司、SHOFU Dental Asia-Pacific Pte.Ltd.につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の計算書類（これに相当するものを含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当するものを含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）は、財務報告及び内部統制に関する助言・指導業務等です。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人である監査法人に重大な法令違反や著しい職務怠慢があると認められる場合は、当社取締役会は、監査役会の承認を得て、株主総会に会計監査人の解任又は不再任の議案を上程します。

VI. 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社取締役会において決議した、内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりであります。

当社は、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」ことを経営理念として掲げ、歯科医療という公共性の高い分野で事業を行っている。また、企業が健全に存続し続けるためには、企業としての社会的責任を果たすことが不可欠であり、当社のように公共性の高い分野で事業を行う企業に対しては、そのことがより強く求められる。そこで、当社は企業としての社会的責任を果たすための取組みの一環として、コンプライアンスを重視した経営を推進することとし、以下のとおり内部統制システムを整備する。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念を実践するために「松風グループ行動規範」を制定して、松風の役員・社員として求められる規範を明示するとともに、社長を委員長とする倫理委員会を設置し、役員・社員が法令・定款及び社内規程を順守し、共通の倫理的価値観を持つための体制の構築及び運用・維持を行う。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断する。

さらに、コンプライアンスを重視した経営を担保するため、取締役社長の直属組織として監査室を置き、監査室による内部監査と監査役監査の連携を図るなど、チェック体制の充実を図り、併せて内部通報制度による不祥事の早期発見に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る情報については、別に定める「取締役会規程」、「常務会規程」、「稟議規程」、「内部情報管理規程」及び「文書取扱規程」において、情報の性質に応じた保存年限や保存方法を定め、適切に保存し管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、品質、環境、災害、情報セキュリティ、与信等に係るリスクについては、それぞれの担当部門で規程、ガイドラインを制定、教育研修を実施するほか、マニュアルの作成・配布を行うことを通じて、担当する業務に関するリスクの早期把握に努め、リスク回避及びリスクの最小化のために必要な措置を講じ、関係部門と連携を図り対応を行う。

また、新たに生じたリスクへの対応のために必要な場合は、速やかに対応責任者を定め、必要な対応をとる。

さらに、内部監査を通じて、リスクの発見やリスク対応措置の見直しを行い、継続的な体制改善を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。

取締役は、法令、定款に基づくほか、重要事項については、「取締役会規程」、「常務会規程」、「職務権限規程」によって定められた決裁権限に基づいて、適正に職務を執行する。

また、迅速な意思決定を行うことにより、効率的な職務執行を図るため、担当役員制度及び執行役員制度を導入しており、執行役員は、取締役会及び担当役員の指導及び監視のもと、委譲された権限を行使して職務を執行する。

さらに、常務取締役以上で構成する常務会を設置し、取締役会への付議事項の審査、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する戦略的事項等重要事項の決定を行うとともに、常務会の諮問機関として執行役員等から構成する執行役員会を設置し、中長期経営計画、年度経営計画等重要経営課題の検討、立案及び実行管理を行い、事業活動の円滑化、経営効率の向上を図る。

上記の職務執行にかかる意思決定については、「稟議規程」に基づき稟議により決定する。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ全体の企業価値及び経営効率の向上を図り、社会的責任を全うするために「関係会社管理規程」を制定し、親会社・子会社間の指揮・命令、連携を密にし、管理・指導等を行いながら企業集団としての業務の適正を図る。これらを総合企画部が主管する。

また、「松風グループ行動規範」を当社及び国内外の子会社すべてに適用し、グループ全体のコンプライアンス体制強化を図る。

当社及び子会社各社は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」システムの構築、評価及び報告に関し、適切な運営を図る。

また、子会社各社についても当社監査室による内部監査及び当社監査役による監査役監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合は、監査役の指名する社員に委嘱することとする。当該社員を対象とする人事異動を行うにあたっては、監査役会の同意を得て行うものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役会に職務の執行状況を報告する。また、監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役又は社員に報告を求めることができる。さらに、関係部門及びグループ会社の調査、重要案件の決裁書の確認などにより監査を行う。また、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、会計監査人との情報の交換を行う。

監査役会は、社外監査役、子会社監査役を含めた相互の情報提供や意見交換を十分に行うほか、監査室や会計監査人との緊密な連携を図る。

Ⅶ. 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、歯科器材の国際的メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして世界の歯科医療に貢献し、このことを通じて人々の「健康」と「美」に貢献するという当社に与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値を構成する要素等への理解が不可欠であり、これらを継続的に維持向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉等を機軸とした中長期的な視野を持った取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切にご判断いただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、創立100周年を迎える10年後の“あるべき姿”を見据え、その実現に向けて、欧米を中心とした先進国市場や、経済成長に伴う生活水準の向上が期待される新興国市場の需要を取り込むべく、経営資源を海外へシフトし、海外事業の拡大を軸に取り組んでまいります。具体的には、「中期経営計画」を策定し、①地域の需要・ニーズに適合した新製品の開発、②生産拠点の再配置、海外生産の拡大、③販売網・販売拠点の整備及び構築、④海外展開を積極的に進めるための人材育成、確保といった施策を通じて、企業価値ひいては株主共同の利益の向上につなげることを目指しております。

また、激しい企業環境の変化に迅速に対応し、責任の明確化を図り、機動性を確保することを目的として、平成23年6月の株主総会において取締役の員数を13名から7名に変更

しております。また、業務執行に関する意思決定のスピードを速めるため、執行役員制度を新設するなど、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けて取り組んでおります。

(3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年5月13日開催の取締役会において、(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を継続することを決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールへの遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長がありえます。）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締

役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる企業価値検討委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置を発動すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置を発動すべきか否か、対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、企業価値検討委員会に諮問することとします。企業価値検討委員会は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、②大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び③大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告します。

当社取締役会は、株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り企業価値検討委員会の前述の勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行います。対抗措置として新株予約権の発行を実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとし、また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の変更又は停止を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成25年6月26日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後も同様とします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shofu.co.jp/ir/>）に掲載する平成25年5月13日付プレスリリースをご覧ください。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(2)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関す

る基本方針の実現に資する特別な取組みは、(2)に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、(3)に記載した本対応方針も、(3)に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として企業価値検討委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、企業価値検討委員会が株主総会に諮る必要がないと判断する限定的な場合を除き、原則として株主総会決議によって対抗措置の発動の可否が決められること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

Ⅷ. 株式会社の剰余金の配当等の決定権限に関する方針

当社は、長期的な企業価値（株主価値）の増大と、株主のみなさまへの利益還元を目指しつつ安定した配当の維持・継続を基本方針としておりますが、一方で、経営基盤の強化・財務体質の改善を図りながら、海外事業の拡大、新製品開発のための研究開発投資等、将来における積極的な事業展開に備えるため内部留保の充実にも配慮していく考えであります。

連結業績に応じた利益配分の指標としましては、連結配当性向を30%以上とすることを目標として、中間配当及び期末配当の年2回配当を通じて、安定した配分を続けてまいります。

当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。

今期の配当金につきましては、平成26年5月12日開催の取締役会決議により、当年度末日（平成26年3月31日）を基準日とする配当金を1株当たり10円（普通配当10円）とさせていただきます。なお、平成25年11月に実施済の配当金とあわせ、年間の配当金は1株当たり18円となっております。

今後も、これまでの配当政策を継続しつつ、将来の投資計画並びに事業環境等を勘案しながら、資本効率の向上を通じた株主のみなさまへの利益還元や資本政策を機動的に実施してまいります。

以上

連 結 貸 借 対 照 表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	5,266	買掛金	501
受取手形及び売掛金	2,910	未払法人税等	356
有価証券	117	役員賞与引当金	53
商品及び製品	2,803	その他	1,890
仕掛品	615	流動負債合計	2,801
原材料及び貯蔵品	750	固定負債	
繰延税金資産	591	繰延税金負債	440
その他	339	退職給付に係る負債	110
貸倒引当金	△96	その他	939
流動資産合計	13,298	固定負債合計	1,490
固定資産		負債合計	4,291
有形固定資産		(純資産の部)	
建物及び構築物	2,369	株主資本	
機械装置及び運搬具	706	資本金	4,474
土地	2,050	資本剰余金	4,576
建設仮勘定	382	利益剰余金	9,697
その他	372	自己株式	△162
有形固定資産合計	5,881	株主資本合計	18,586
無形固定資産	161	その他の包括利益累計額	
投資その他の資産		その他有価証券評価差額金	968
投資有価証券	3,622	為替換算調整勘定	43
繰延税金資産	54	退職給付に係る調整累計額	88
退職給付に係る資産	551	その他の包括利益累計額合計	1,101
その他	480	新株予約権	60
貸倒引当金	△10	純資産合計	19,747
投資その他の資産合計	4,698	負債純資産合計	24,039
固定資産合計	10,741		
資産合計	24,039		

連 結 損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		18,258
売 上 原 価		8,229
売 上 総 利 益		10,028
販売費及び一般管理費		9,041
営 業 利 益		987
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19	
受 取 配 当 金	55	
会 費 収 入	121	
為 替 差 益	88	
そ の 他	74	359
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9	
売 上 割 引	161	
当 社 主 催 会 費 用	152	
そ の 他	43	367
経 常 利 益		978
税金等調整前当期純利益		978
法人税、住民税及び事業税	465	
法人税等調整額	7	472
少数株主損益調整前当期純利益		506
当 期 純 利 益		506

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成25年4月1日残高	4,474	4,576	9,478	△169	18,360
会計方針の変更による累積的影響額			17		17
遡及処理後当期首残高	4,474	4,576	9,495	△169	18,377
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△302		△302
当期純利益			506		506
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△1	7	5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	201	6	208
平成26年3月31日残高	4,474	4,576	9,697	△162	18,586

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成25年4月1日残高	644	△381	-	262	39	18,662
会計方針の変更による累積的影響額		△17		△17		△0
遡及処理後当期首残高	644	△398	-	245	39	18,662
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△302
当期純利益						506
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	324	442	88	855	20	876
連結会計年度中の変動額合計	324	442	88	855	20	1,085
平成26年3月31日残高	968	43	88	1,101	60	19,747

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

株式会社 滋賀松風、株式会社 昭研、SHOFU Dental Corp.、SHOFU Dental GmbH、Advanced Healthcare Ltd.、SHANGHAI SHOFU Dental Material Co., Ltd.、株式会社 ネイルラボ、NAIL LABO INC.、SHOFU Dental Trading(Shanghai) Co., Ltd.、SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.

上記のうち、SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。また、前連結会計年度において連結子会社であったSHOFU Dental Supplies(Shanghai)Co.,Ltd.は清算手続き中であり、重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちSHANGHAI SHOFU Dental Material Co., Ltd.及びSHOFU Dental Trading(Shanghai) Co., Ltd.の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産

主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 3～10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額を費用処理しております。

また、海外の連結子会社は主に確定拠出方式を採用しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

4. 会計方針の変更

(1) (在外子会社の収益及び費用の換算方法の変更)

在外連結子会社の収益及び費用は、従来、決算日の直物為替相場により円貨に換算していましたが、在外連結子会社の重要性が増加傾向にあり、一定期間の収益及び費用を換算するにあたり、一時点の為替相場を用いるより期中平均相場を用いることがより適正な情報開示に資すると判断したため、当連結会計年度より期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。

なお、当社における決算書類等の文書保存期間は10年と規定されているため遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能であることから、平成15年4月1日より期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。

当会計方針の変更は遡及適用され、当連結会計年度の期首の純資産に累計的影響額が反映されたことにより、利益剰余金は17百万円増加し、為替換算調整勘定は17百万円減少しております。

(2) (退職給付に係る会計処理の方法)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上（または、年金資産から退職給付債務の額を控除した額を退職給付に係る資産として計上）する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る資産に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更にもなう影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末のその他の包括利益累計額（退職給付に係る調整累計額）が88百万円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 8,937百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数
普通株式 16,114,089株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
平成25年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	175百万円
1株当たり配当額	11.00円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月5日

平成25年11月5日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	127百万円
1株当たり配当額	8.00円
基準日	平成25年9月30日
効力発生日	平成25年11月29日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
平成26年5月12日開催予定の取締役会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	159百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10.00円
基準日	平成26年3月31日
効力発生日	平成26年6月5日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）
の目的となる株式の数
普通株式 86,100株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等を中心とし、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。また、不測の事態に備えて金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として、株式であり、上場株式については月次で時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	5,266	5,266	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,910	2,910	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,715	3,715	-
(4) 買掛金	(501)	(501)	-

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式の取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	20
投資事業有限責任組合出資持分(*2)	4

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(*2)投資事業有限責任組合出資持分のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,235円34銭
1株当たり当期純利益	31円77銭

(追加情報)

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について、前連結会計年度の37.9%から35.5%に変更されております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(連結納税制度の適用)

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱(その1)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第5号 平成23年3月18日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱(その2)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第7号 平成22年6月30日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

独立監査人の監査報告書

平成 26 年 5 月 7 日

株式会社松風

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡部 健 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 敏宏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 4 4 4 条第 4 項の規定に基づき、株式会社松風の平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松風及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	1,780	買掛金	460
受取手形	206	リース債務	15
売掛金	2,449	未払費用	285
商品及び製品	4	未払法人税等	670
仕掛品	1,910	預り金	180
材料及び貯蔵品	454	前受収益	27
前払費用	588	役員賞与引当金	4
繰延税金資産	94	その他の流動負債	53
その他の流動資産	320	流動負債合計	2,236
貸倒引当金	71		
流動資産合計	△88	固定負債	
	7,790	リース債務	30
固定資産		預り保証金	330
有形固定資産		長期未払負債	478
建物	1,675	繰延税金負債	224
構築物	91	固定負債合計	1,063
機械・装置	501		
車両運搬具	0	負債合計	3,299
工具・器具備	208		
土地	1,614	(純資産の部)	
リース資産	26	株主資本	
建設仮勘定	372	資本金	4,474
有形固定資産合計	4,490	資本剰余金	4,576
無形固定資産		資本準備金	4,576
ソフトウェア	58	資本剰余金合計	4,576
リース資産	16	利益剰余金	1,118
ソフトウェア仮勘定	13	利益準備金	260
その他無形固定資産	6	固定資産圧縮積立金	10
無形固定資産合計	96	別途積立金	740
投資その他の資産		繰越利益剰余金	4,420
投資有価証券	3,622	利益剰余金合計	6,549
関係会社株式	3,025	自己株式	△162
従業員長期貸付金	18	株主資本合計	15,438
関係会社長期貸付金	50	評価・換算差額等	
差入保証金	47	その他有価証券評価差額金	968
役員退職積立金	207	評価・換算差額等合計	968
前払年金費用	414	新株予約権	60
その他の投資	12		
貸倒引当金	△8	純資産合計	16,467
投資その他の資産計	7,389		
固定資産合計	11,976	負債純資産合計	19,767
資産合計	19,767		

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		14,006
売 上 原 価		7,300
売 上 総 利 益		6,706
販売費及び一般管理費		6,248
営 業 利 益		457
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
有 価 証 券 利 息	0	
受 取 配 当 金	224	
会 費 収 入	112	
受 取 技 術 料	52	
為 替 差 益	98	
そ の 他	58	549
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9	
売 上 割 引	161	
当 社 主 催 会 費 用	146	
そ の 他	29	347
経 常 利 益		659
税 引 前 当 期 純 利 益		659
法人税、住民税及び事業税	208	
法 人 税 等 調 整 額	△16	191
当 期 純 利 益		467

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				配当準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
平成25年4月1日残高	4,474	4,576	1,118	260	10	740	4,256
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩					△0		0
剰余金の配当							△302
当期純利益							467
自己株式の取得							
自己株式の処分							△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△0	-	163
平成26年3月31日残高	4,474	4,576	1,118	260	10	740	4,420

	株主資本		評価・換算 差額等	新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金		
平成25年4月1日残高	△169	15,268	644	39	15,952
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
剰余金の配当		△302			△302
当期純利益		467			467
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	7	5			5
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			324	20	345
事業年度中の変動額合計	6	169	324	20	515
平成26年3月31日残高	△162	15,438	968	60	16,467

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品
製 品
原 材 料
仕 掛 品
貯 蔵 品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

但し、当事業年度は年金資産が退職給付債務を超過しているため、当該超過額を前払年金費用として計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	6,751百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	609百万円
長期金銭債権	50百万円
短期金銭債務	182百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	2,042百万円
仕入高	1,955百万円
販売費及び一般管理費	11百万円
営業取引以外の取引高	279百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の株式数	
普通株式	177,030株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
貸倒引当金	34百万円
賞与引当金	168百万円
株式評価損	72百万円
役員退職慰労金	174百万円
減価償却限度超過額	71百万円
その他	156百万円
繰延税金資産小計	678百万円
評価性引当額	△74百万円
繰延税金資産合計	603百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△461百万円
固定資産圧縮積立金	△5百万円
その他	△40百万円
繰延税金負債合計	△507百万円
繰延税金資産の純額	95百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の37.9%から35.5%に変更されております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(リースにより使用する固定資産(貸借対照表に計上したものを除く)に関する注記)

1. リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び事業年度末残高相当額
取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額はありません。

2. 未経過リース料事業年度末残高相当額

未経過リース料期末残高相当額はありません。

3. 支払リース料等

支払リース料 0百万円

減価償却費相当額 0百万円

4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.	所有直接100%	当社製品の販売、役員の兼任	製品の販売	432	売掛金	235

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,029円50銭
1株当たり当期純利益	29円33銭

(追加情報)

当社は、当事業年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱(その1)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第5号 平成23年3月18日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱(その2)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第7号 平成22年6月30日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

独立監査人の監査報告書

平成 26 年 5 月 7 日

株式会社松風

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡部 健 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 敏宏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 4 3 6 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社松風の平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの第 1 4 2 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成25年 4月1日から平成26年 3月31日までの第142期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査実施計画、各監査役の職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要領に準拠し、当期の監査計画に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月12日

株式会社 松 風 監査役会

常勤監査役 徳 田 進 ㊟

常勤監査役 松 村 光 常 ㊟

社外監査役 西 田 憲 司 ㊟

社外監査役 酒 見 康 史 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役 太田勝也、根來紀行、脇野喜和、西田喜直、藤島 亘、近持貴之及び山寄文孝の7氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、7名の取締役の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おおた かつや 太田 勝也 (昭和19年11月30日生)	昭和43年4月 当社入社 平成元年6月 取締役財務部長 平成8年7月 常務取締役財務部長兼総務・人事担当 平成9年4月 常務取締役管理本部長兼財務部長 平成11年3月 常務取締役管理本部長 平成12年7月 取締役社長 (代表取締役) 平成21年6月 取締役会長 (代表取締役) (現在)	78,100株
2	ね ごろ のりゆき 根來 紀行 (昭和31年3月9日生)	昭和56年3月 当社入社 平成15年6月 取締役研究開発部長 平成19年7月 常務取締役研究開発部長 平成20年6月 常務取締役研究開発・技術・生産担当 兼研究開発部長 平成21年4月 常務取締役研究開発・技術・生産担当 平成21年6月 取締役社長 (代表取締役) (現在)	43,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	にしだ よしなお 西田 喜直 (昭和25年11月24日生)	昭和48年3月 当社入社 平成15年6月 取締役営業部長 平成20年7月 常務取締役営業・マーケティング担当兼営業部長 平成21年6月 常務取締役営業部長 平成21年10月 常務取締役 平成23年6月 常務取締役営業・マーケティング・国際担当 平成24年6月 常務取締役営業・国際担当(現在)	22,200株
4	ふじしま わたる 藤島 亘 (昭和29年8月26日生)	平成21年3月 当社入社 平成21年4月 財務部長 平成23年6月 執行役員財務部長 平成24年6月 常務取締役財務・人事・総務・総合企画担当 平成25年6月 常務取締役財務・人事・総務・ネイル事業担当(現在)	13,500株
5	ちかもち たかし 近持 貴之 (昭和30年9月11日生)	昭和56年3月 当社入社 平成19年6月 取締役東京支社長 平成21年10月 取締役営業部長 平成23年6月 上席執行役員営業部長 平成24年6月 取締役マーケティング担当(現在)	22,600株
6	やまざき ふみたか 山嵯 文孝 (昭和36年5月27日生)	昭和56年3月 当社入社 平成20年4月 総合企画部長 平成23年6月 執行役員総合企画部長 平成25年6月 取締役総合企画担当(現在)	10,600株
7	※ でぐち みきと 出口 幹人 (昭和30年9月19日生)	昭和57年3月 当社入社 平成21年4月 研究開発部長 平成23年6月 執行役員研究開発部長 平成25年4月 執行役員技術部長 平成25年6月 執行役員技術部長兼ネイル事業部担当部長(現在)	5,000株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. ※は新任の取締役候補者であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 徳田 進氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、1名の監査役の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ <small>なんぶ としゆき</small> 南部 敏之 <small>(昭和27年1月28日生)</small>	平成4年11月 株式会社ライフテック研究所取締役所長 平成12年10月 当社入社 平成16年4月 研究開発部研究主幹 平成17年6月 取締役研究開発部研究主幹 平成23年6月 上席執行役員研究開発部研究主幹 (現在)	12,500株

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. ※は新任の監査役候補者であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって補欠監査役の小原正敏氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

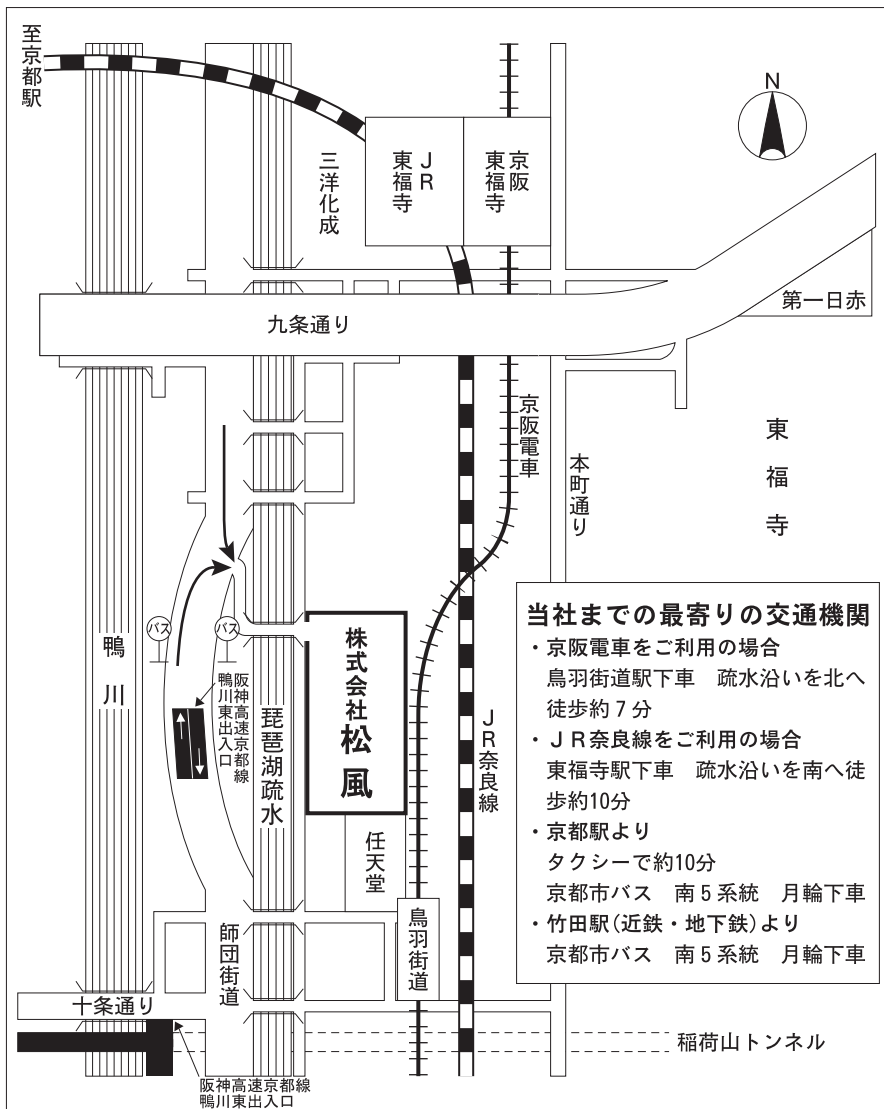
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
<small>おほら まさとし</small> 小原 正敏 <small>(昭和26年4月25日生)</small>	昭和54年4月 弁護士登録 吉川綜合法律事務所 (現 きっかわ法律事務所) 入所 昭和61年8月 ニューヨーク州弁護士登録 平成16年4月 大阪市立大学法科大学院特任教授 (民事法担当) 平成22年4月 大阪市立大学法科大学院非常勤講師 (現在)	—

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 小原正敏氏は、補欠社外監査役候補者であります。小原正敏氏は、弁護士として会社法をはじめとする企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。

以 上



駐車スペースに限りがございますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。